

任意の構造計算適合性判定実施要領

平成 28 年 3 月 24 日制定
県土整備部建築住宅課

第 1 趣旨

この要領は、宮崎県が法令に基づき建築物の認定及び許可（以下「認定等」という。）の審査を実施するに当たり、その認定等に係る計画等が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認又は審査を要し、かつ、法第 6 条の 3 第 1 項に規定される特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「適判」という。）、又は、これに準じた審査を要するものである場合について、その認定等を申請しようとする者に任意の構造計算適合性判定（以下「任意適判」という。）を受けるよう求めることに関して必要な事項を定める。

第 2 用語の定義

この要領において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第 3 対象建築物

任意適判の対象は、次の表の（い）欄に掲げる法令に基づき認定等を行う同表（ろ）欄に掲げる計画等に記載の建築物又は建築物の部分のうち、同表（は）欄に掲げる場合において、適判を要するものとする。

ただし、同表第 7 項については、同表（ろ）欄に掲げる建築物又は建築物の部分のうち、同表（は）欄に掲げる場合において、適判に準じた審査を要するものとする。

	（い）	（ろ）	（は）
1	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 3 項（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）	耐震改修計画	第 17 条第 4 項の建築主事等の同意を得なければならない場合
2	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 5 条第 1 項（第 7 条第 2	建替計画	第 5 条第 2 項の建築主事等の同意を得なければならない場合

	項において準用する場合を含む。)		ならない場合
3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	特定建築物の建築等の計画	第17条第4項の申し出があった場合
4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項(第8条第2項において準用する場合を含む。)	長期優良住宅建築等計画	第6条第2項の申し出があった場合(同条第4項において準用する場合を含む)
5	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項(第55条第2項において準用する場合を含む。)	低炭素建築物新築等計画	第54条第2項の申し出があった場合(同条第4項において準用する場合を含む)
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項(第36条第2項において準用する場合を含む。)	建築物エネルギー消費性能向上計画	第35条第2項の申し出があった場合(同条第4項において準用する場合を含む)
7		仮設興業場等の仮設建築物	第85条第6項又は同条第7項に基づく申請があった場合

第4 手続き

第3の表の(い)欄に掲げる法令に基づく認定等を申請しようとする者は、知事が認定等をするまでに、任意適判を受け、法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しに規則第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、知事に提出するものとする。

第5 任意適判を行う機関

任意適判の申請先は、指定構造計算適合性判定機関とし、知事は、この要領に基づく任意適判を行わない。

(附則)

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 6 年 12 月 3 日から施行する。